

# 建設工事に従事する一人親方の皆様へ

## 「労災保険の特別加入」してますか？

建設業の一人親方等のうち、不幸にも毎年80人前後の方が作業中の事故等により死亡していますが、被災者の約45%は労災保険に特別加入していませんでした。

一人親方として働いている場合、作業中や通勤途中に事故に遭ったとしても、**労災保険に特別加入していないければ、労災保険からの補償は一切行われない**ため、治療費の負担や、治療中の収入減などが生活に大きな影響をもたらします。



**万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように、労災保険の特別加入を積極的にご検討ください。**

### 労災保険料の求め方

$$\text{年間保険料} = \text{給付基礎日額} \times 365 \times \text{保険料率}^{\ast}$$

※ 一人親方等（建設事業）であれば 19/1000

- ・**給付基礎日額**は、保険料の算定に使用されるとともに、休業(補償)給付などの日額単価となります。
- ・**給付基礎日額が低い場合は、労災保険給付額も少なくなりますので、所得水準に見合った適正な額を申請してください。**

### （例）給付基礎日額1万円の場合の保険料と保険給付内容

#### 【年間保険料】

$$10,000\text{円} \times 365\text{日} \times 19/1000 = \underline{69,350\text{円}}$$

#### 【保険給付内容】

- ※治療と休業のみ必要な場合
- ①**療養(補償)給付**については、**給付基礎日額に関係なく、必要な治療が無料**で受けられます。
  - ②**休業(補償)給付**については、例えば、20日間休業した場合、特別支給金と合わせて、以下の額が支給されます。  
$$10,000\text{円} \times (0.6+0.2) \times (20-3)\text{日} = \underline{13万6千円}$$

### 労災保険給付の種類

特別加入者が業務災害または通勤災害により被災した場合、下の6つの保険給付とともに、対応する特別支給金が支給されます。

#### ① 療養(補償)給付

無料で治療が受けられます。または、治療に要した費用を支給します。



#### ② 休業(補償)給付

治療のため労働できない日が4日以上となった場合に、休業特別支給金と合算で、給料の約8割を支給します。



#### ③ 障害(補償)給付

障害が残った場合、障害等級に応じた額の年金か一時金を支給します。



#### ④ 遺族(補償)給付

亡くなられた場合、遺族の方に年金か一時金を支給します。



#### ⑤ 介護(補償)給付

介護を受けている場合、その費用を支給します。



#### ⑥ 葬祭料・葬祭給付

亡くなられた方の葬祭を行う場合に一時金を支給します。



労災保険に特別加入するためには、特別加入団体を経由して、申請手続を行なう必要があります。

**まずは、最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。**

▶ 詳しくは、厚生労働省ホームページ内のパンフレット「特別加入制度のしおり」をご覧ください。

※ 「特別加入制度のしおり 一人親方」と検索、または、右のQRコードからアクセスできます。→→→  
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gousei/rousai/040324-6.html>

QRコード



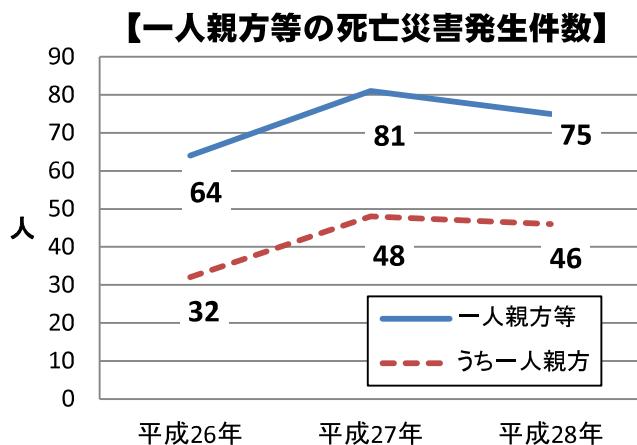
# 災害発生状況と高所作業時の安全確保

## 発生状況

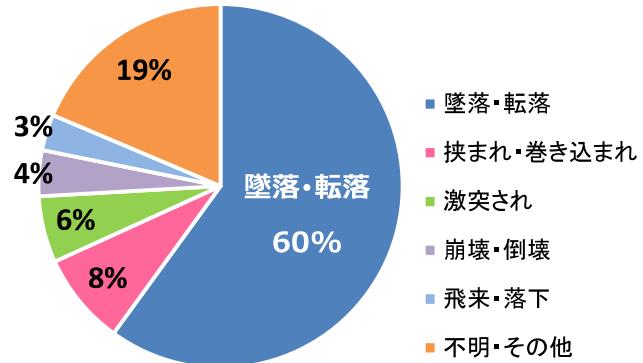
厚生労働省では、平成26年から、一人親方等の死亡災害の発生件数を把握して、公表しています。一人親方等については、毎年、80人前後の方が亡くなっています。事故の型別では墜落・転落災害が6割となっています。

※「一人親方」とは、労働者を使用しないで土木、建築その他の工作物の建設、改造、修理等の事業を行うことを常態とする方で、「一人親方等」とは、これに加えて中小事業主、役員、家族従事者などを含みます。

## 一人親方等の死亡災害発生件数と事故の型別災害発生状況（平成26年～28年）



## 【事故の型別災害発生状況】



## 安全確保

高さ2m以上の高所作業では、足場等の設置により、作業床を設けて作業を行うことが原則です。足場には様々な種類がありますが、注文者の理解・協力を得て、本足場のようなできるだけ安全性の高い足場を設置し、使用してください。また開口部等のない足場上の作業であっても、できるだけ安全帯を使用するようにしてください。安全帯は、皆様の命を守る最後の砦です。

- !**安全帯は着用だけでなく使用しなければ意味はありません！**
- !**作業開始前後には手すり・中さん等が外れていないか点検しましょう！**

### ②手すり・中さん等の設置

- ・中さんは35cm～50cmの高さとしましょう。
- ・中さんの代わりにX字型の2本の斜材も使用できます。



### 安全確保



### ③安全帯の使用

- ・一時的に開口部等が生じる場合には必ず安全帯を使用しましょう。

### ①作業床の設置

- ・作業床の幅は40cm以上としましょう。
- ・床材と建地（支柱）の隙間は12cm未満としましょう。